



【空き家情報】 ①自治会連携による「空き家・空き地の把握」

(市) 税情報等により所有者特定 ⇒ 流通意向・阻害要因の調査実施

※未返信
1. 複数回「調査票」を送付
2. 訪問による案内

【分類】 ②市職員による「流通に向けた交通整理」

難易度：低

- ・ 流通の意向あり
- ・ 阻害要因なし

難易度：中

- ・ 流通の意向あり
- ・ 阻害要因あり

難易度：高

- ・ 流通の意向なし
- ・ 阻害要因あり

③市職員による電話や訪問などによる「個別対応」

④専門家の「お困りごと解消サポート」

- 専門家チームでのワンストップの相談
- 売却や解体、遺品整理にかかる費用の目安
- 継続指導中案件130件への対応
- 市が依頼する流通困難物件への対応
- 蓄積されたノウハウや事例を元にした自治会等へのセミナー開催支援

専門家チームと連携協定締結

※弁護士、司法書士、行政書士、税理士、建築士、土地家屋調査士、不動産鑑定士などで構成

【流通】

⑤市登録の「不動産事業者への橋渡し」

⑥登録不動産事業者へ「市のセールスポイント提供」

登録事業者の条件（市広報、不動産団体、商工会等を通じて募集）

- (1) 宅地建物取引業者（宅建法第2条第3号）
- (2) 市町村税の滞納がないこと
- (3) 市の依頼する流通困難物件の協議相談等に応じること
- (4) 市のシティプロモーション事業に協力すること 等

※一定期間、取り扱い希望がなければ、専門家チームへ送致

空き家バンク
物件掲載

空き家等の循環